

所得税の確定申告 市・県民税の申告

市役所での確定申告の受け付けは**3月13日(金)まで**です。藤沢税務署の受付期間と異なりますのでご注意ください。
市・県民税の申告は3月16日(月)まで受け付けています。
【市民税課市民税担当】

年金所得者のみなさんへ～確定申告不要制度について
公的年金等(遺族年金・障害年金などは除く)の収入が400万円以下で、かつその公的年金等の全部が源泉徴収の対象になる場合に、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告が不要です。
ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除を個人市県民税に適用させる場合は、「市民税・県民税申告書」を市民税課に提出する必要があります。また、所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。

所得税・復興特別所得税の確定申告は藤沢税務署 ☎0466(22)2141へ

藤沢税務署での相談・提出

申告書作成会場 開設期間	2月17日(月)～3月16日(月) (土・日曜日を除く) 【受付】8時30分～16時 (提出は17時まで) 【相談】9時～17時
-----------------	--

※ 2月24日(月)、3月1日(日)は開場しています
※ 駐車場は1月27日(月)～3月16日(月)は使用できません

藤沢税務署以外での相談

記載された相談内容・対象以外は税務署で申告相談をしてください。

	税理士による無料申告相談	税理士会独自事業 「確定申告無料相談」
日 時	1月28日(火)～30日(休) 9時30分～12時、 13時～15時30分	2月13日(木) 10時～12時、13時～16時 (受け付けは15時30分)
場 所	茅ヶ崎商工会議所4階大会議室	茅ヶ崎商工会議所4階大会議室、 2階第1会議室
相談内容・対象	年金受給者・給与所得者の申告・ 小規模納税者の所得税、個人消費 税の申告 ※ 提出のみは不可 【受け付けできない申告】 住宅借入金等特別控除、譲渡所得	公的年金等受給者の申告 年金受給者・給与所得者の医療費 控除の還付申告 ※ 提出のみは不可 上記の他に当日申告書の作成は行 わず、納税相談のみの方(税目は 問わない)

市が行う簡易な確定申告書の申告相談・提出

3月16日(月)は申告相談・提出を行いません。税務署の受付期間と異なるのでご注意ください。

相 談	日時：2月17日(月)～3月13日(金)の平日9時～16時 場所：市役所本庁舎会議室1・2 (本庁舎4階)
提 出 (申告書が完成している方)	日時：2月17日(月)～3月13日(金)の平日9時～17時 場所：市役所市民税課(本庁舎2階)
相談内容・対象	年金受給者・給与所得者の申告※

※ 【受け付けできない申告】
〈所得別〉譲渡所得、配当所得、退職所得・事業所得・不動産所得
〈申告種別〉青色申告、損失申告、更正の請求、修正申告、分離課税の申告、
準確定(亡くなられた方)の申告、平成30年分以前の申告
〈控除別〉雑損控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除
その他、複雑な申告や税務署の判断を要する内容は受け付けができません

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。作成した申告書はマイナンバーカード方式またはID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了です。



スマホ専用ページ

相談・申告にお越しの際のご注意

- 申告に必要な書類、印鑑、電卓、筆記用具、マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。
- 還付申告をされる方は、申告者名義の金融機関口座が分かる資料を持参してください。
- 前年分の確定申告書の控えがある方は持参してください。
- 茅ヶ崎商工会議所の駐車場は使用できません。市役所駐車場は混雑が予想されるため、車での来庁はお控えください。
- 確定申告書の提出には税務署への郵送(〒251-8566藤沢市朝日町1-11)もご利用ください。
- 混雑時には相談の受け付けを早めに終了することがあります。

申告書や手引きの入手方法

- ① 国税庁
- ② 藤沢税務署(1月6日(月)～)
- ③ 市役所市民税課、小出支所、各出張所・市民窓口センターで1月27日(月)～配布(1人1部。無くなり次第終了)。必要な書類がない場合は、国税庁または藤沢税務署へ請求してください

ふるさと納税のワンストップ特例の確定申告

ふるさと納税ワンストップ特例の申請をしたふるさと納税がある方が、確定申告書または市・県民税の申告書を提出する際は、その金額を寄附金控除の計算に含める必要があります。

市・県民税の申告

市役所での相談・提出

	日時	場所
相 談	1月6日(月)～2月14日(金)、3月16日(月)の平日 8時30分～17時 2月17日(月)～3月13日(金)の平日9時～16時	市民税課 本庁舎会議室1・2
提 出	1月6日(月)～3月16日(月)の平日8時30分～17時	市民税課

市役所以外での相談・提出

駐車場が限られているため、車での来場はお控えください。

日程	時間	場所
1月31日(金)	9時30分～15時	小和田公民館
2月 3日(月)		鶴が台団地集会所
4日(火)		鶴嶺公民館
6日(木)		松林公民館
7日(金)		香川公民館
10日(月)		ハマミナー体育館※
12日(水)		小出地区コミュニティセンター大会議室※

※印の会場は上履きを持参

ちがさきの“今”をより深く

広報番組

ハーモニアスちがさき

ケーブルテレビ
デジタル放送11ch

土・日曜日 9時～、月曜日 23時30分～、水曜日 20時～、金曜日 23時30分～

1月の放送

1日(水・祝)～ 特集

新春対談
佐藤光市長×河野太郎大臣

18日(土)～ ハーモニアスニュース



YouTubeでも配信中



YouTubeページ

広報担当のつぶやき

- みなさんに広報ちがさきをより身近に感じてもらうため、1月1日号から秘書広報課広報担当職員が取材時や撮影時に見たこと・感じたことなどをお伝えします。1月15日号からは7面欄外に掲載する予定です。

【秘書広報課広報担当】

- 今号ではお正月を地元で楽しんでもらえるよう、小出の「七福神巡り」を特集しました。市北部の自然豊かな景色を楽しむにはぴったりの同企画。道中で富士山を望むことができるので、お正月はぜひ小出地域に足を運んでみてはいかがでしょうか。(小林)



広報ちがさき 2020年(令和2年)1月1日号 No.1134

●発行／茅ヶ崎市 ●編集／企画部秘書広報課 ●発行日／毎月1日・15日
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 ☎0467(82)1111 0467(87)8118

人 口 ▶ 242,013人 (前月比67人増)
世帯数 ▶ 103,041世帯 (前月比82世帯増)
(2019年(令和元年)12月1日現在)



茅ヶ崎市



この用紙は
古紙を含んでいます